

《市提出時の注意事項》

その他、この注意事項に記載のない項目については、国税庁作成(国税庁ホームページに掲載)の『令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』、『令和5年分年末調整のしかた』等を併せてご参照ください。特に住宅借入金等特別控除区分、基礎控除額(48万円以外の場合)、所得金額調整控除額(該当になる場合)等の記入内容にご注意ください。

No.	項目	注 意 点
①	個人番号	給与の支払を受ける方の「個人番号」「(漢字)氏名」「フリガナ」「生年月日」は、個人を特定する上で大切な情報となります。間違いや記入漏れのないように記入してください。
②	氏名	※特に配偶者・扶養親族の「個人番号」と混同しないようご注意ください。
③	生年月日	
④	乙欄	乙欄給与者の場合、○を記入してください。
⑤	中途就・退職	中途就職または退職の場合、就職または退職年月日を記入してください。
⑥	支払者又は個人番号又は法人番号	給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1マス空けてください。
⑦	(源泉)控除対象配偶者の有無等	●平成31年度より記載方法が変わりましたのでご注意ください。 ⑦【(源泉)控除対象配偶者の有無等】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」を有している場合に、「有」欄に「○」を記入してください。「控除対象配偶者」が70歳以上(昭和29年1月1日以前生)の場合は、「老人」欄にも「○」を記入してください。
⑧	配偶者(特別)控除の額	⑧【配偶者(特別)控除の額】…「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された「配偶者控除額」又は「配偶者特別控除額」を記入してください。
⑨	(源泉・特別)控除対象配偶者	⑨【(源泉・特別)控除対象配偶者】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」又は「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の「氏名」及び「個人番号」を記入してください。 ⑩【配偶者の合計所得】…「控除対象配偶者」又は「源泉控除対象配偶者」又は「配偶者特別控除の対象となる配偶者」の「合計所得金額(源泉控除対象配偶者の場合は所得の見積額)」を記入してください。
⑩	配偶者の合計所得	●年末調整の有無や控除等の内容により記入箇所が異なります。 ・年末調整で配偶者控除を適用…⑦⑧(配偶者控除額)⑨⑩ ・「」配偶者特別控除を適用…⑧(配偶者特別控除額)⑨⑩ ・中途退職等で年末調整をしないが源泉控除対象配偶者がいる場合…⑦⑧⑨⑩
⑪	16歳未満の扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数を記入してください。市県民税(住民税)の計算に影響します。 ※「控除対象扶養親族の数」の内訳ではありません。重複しないよう注意してください。
⑫	控除対象(16歳未満の)扶養親族	控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族の氏名を記入し、「個人番号」欄には、それぞれの個人番号を記入してください。また非居住者である場合には、「区分」欄に○を記入してください。 「特定」…平成13年1月2日～平成17年1月1日生 「老人」…昭和29年1月1日以前生 「16歳未満」…平成20年1月2日以後生 「その他」…上記以外
⑬	5人目以降の控除対象(16歳未満の)扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前には「摘要」欄において氏名の前に記入したカッコ書きの数字を付し、「摘要」欄に記入した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
⑭	摘要	・翌年度の市県民税(住民税)が普通徴収(個人納付)になる方は、切替理由を示す符号A～Fを記入してください(普B、普Cなど)。 ・前職など他の支払者分を含めて年末調整した場合には、他の支払者分の内訳を記入してください(支払者の名称、給与の支払金額、社会保険料控除額及び源泉徴収税額)。他の支払者分が2件以上含まれている場合は、それぞれの名称、額を記入してください。 ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合(⑬に記載がある場合)…5人目以降の控除対象扶養親族又は5人目以降の16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。氏名の前にはカッコ書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記入し、国外に居住する非居住者である場合には、氏名の後に(非居住者)と記入してください。
⑮	寡婦	令和3年度から、一部改正になりました。 ・婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の所得が48万円以下)を有する合計所得金額500万円以下の単身者について「ひとり親控除」が適用になります。該当する場合は○を記入してください。
⑯	ひとり親	・上記以外の寡婦については引き続き控除が適用になりますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下)が設定されましたのでご注意ください。 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外となります。